

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	5	担当課	健康増進課
法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行	根拠条項	10-1	許認可等の内容	精神障害者保健福祉手帳の再交付
<p>○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年 5 月 23 日 政令第 155 号)</p> <p>第 10 条 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、汚し、又は失った者から精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請があったときは、精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳を失った者が、前項の規定により精神障害者保健福祉手帳の再交付を受けた後、失った精神障害者保健福祉手帳を発見したときは、速やかにこれを居住地の都道府県知事に返還しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付並びに前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和 25 年 6 月 24 日 厚生省令第 31 号)</p> <p>第 30 条 都道府県知事 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市 (以下この条において「指定都市」という。) においては、指定都市の長) は、精神障害者保健福祉手帳を破り、又は汚した者に対する令第 10 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付については、先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに行わなければならない。</p>					